

京都府後期高齢者医療広域連合事務分掌規則

平成19年4月1日

規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、京都府後期高齢者医療広域連合事務局設置条例（平成19年条例第6号）第2条の規定に基づき、京都府後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の事務の適正かつ能率的な遂行を図るため、事務分掌等について必要な事項を定めるものとする。

(内部組織)

第2条 事務局に次の課を置く。

総務課

業務課

(事務分掌)

第3条 前条の組織の事務分掌は、別表第1のとおりとする。ただし、広域連合長が必要と認めたときは、分掌以外の事務を取り扱わせることができる。

(職の設置)

第4条 広域連合長の事務局に事務局長を、課に課長を置く。

2 広域連合長が必要と認めるときは、事務局に次長を、課に担当課長、課長補佐、担当係長、企画主任、主任、主事、技師を置くことができる。

(職務)

第5条 事務局長は、すべての事務を統括し、職員を指揮監督する。

2 次長は、局長を補佐し、必要があるときはこれを代理する。

3 課長は、上司の命を受け、所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 その他の職員は、上司の命を受け、担当事務の処理に当たる。

(臨時又は特別の事務)

第6条 広域連合長は、この規則で定める組織により処理することが困難又は不適當な事務については、担当等を設置し、又は職員を指定して処理させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

事 務 分 掌	
課	業 務 の 内 容
総務課	(1) 広報に関すること。 (2) 財務に関すること。 (3) 契約に関すること。 (4) 会計に関すること。 (5) 事務局の庶務に関すること。 (6) 職員の人事及び給与に関すること。 (7) 文書及び例規に関すること。 (8) 情報公開及び個人情報保護に関すること。 (9) 関係団体との連絡調整に関すること。 (10) 議会、各種委員会、監査委員に関すること。 (11) その他他の主管に属さない事項に関すること。
業務課	(1) 被保険者の資格管理に関すること。 (2) 保険料に関すること。 (3) 保険給付に関すること。 (4) 保健事業に関すること。 (5) 電算システムに関すること。 (6) その他後期高齢者医療事業に関すること。